平成２７年（フ）第６２号
千葉県袖ケ浦市蔵波2030番地２　一般社団法人友人会
債務者　伊藤　幸二
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第２１３号
石川県白山市八ツ矢町579番地３　サルビアガーデン301号室、従前の住所石川県能美市大長野町ト53番地18
債務者　本荘千代治
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第８２号
鳥取県米子市義方町８番12号（Ａ号）、前住所鳥取県米子市彦名町２番地２（カーサセレーノ202号）
債務者　高田　正子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第５６２号
広島市安佐南区緑井４丁目30番６―202号
債務者　原田　幸治
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８９号
愛媛県松山市安城寺町129番地１　２階
債務者　片岡まり子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９７号
愛媛県松山市中村５丁目６番４号
債務者　**片**山　　弘
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９１号
愛媛県新居浜市中須賀町１丁目３番144号、前住所愛媛県新居浜市若水町１丁目８番39号
債務者　齋藤　直樹
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第７１号
福岡県飯塚市堀池29番地18　野見山アパート（前住所　福岡県飯塚市鶴三緒1438番地２グループホームぼくらの家）
債務者　水口　洋司
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１７号
大分県豊後大野市三重町市場436番地１
債務者　坂本　則浩
1　決定年月日時　平成27年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２７年（フ）第２３３号
宮崎市大字恒久1318番地６
債務者　**中原**　慎介
1　決定年月日時　平成27年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７０号
北海道小樽市真栄１丁目５番６号、前住所札幌市東区北30条東７丁目２番12―201号
債務者　高野　広道
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第２８号
宮城県東松島市赤井字川前二98番地32、前住所宮城県東松島市大塩字表沢84番地
債務者　鈴木　繁治
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第９２号
秋田市御所野元町１丁目１番２―103号
債務者　鈴木　　傑
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４１号
秋田市下新城長岡字毛無谷地165番地３
債務者　吉田　健二
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６３号
石川県加賀市山代温泉万松園通39番地　コンチャルビル203号室
債務者　大沢みね子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第３９号
山梨県南都留郡山中湖村平野1875番地
債務者　大山　正則
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２７年（フ）第７５６３号
東京都東久留米市本町２丁目14―８　クリスタル７ビル301
債務者　加藤　歩美
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部